



日本記者クラブ夕食会

## 婦人と政治

市川房枝

1979年8月27日

- p2 婦人が政治に参加するまで
- p3 社会主義運動の胎動期  
大正デモクラシー時代
- p4 婦選獲得同盟の誕生
- p6 戦時下の活動  
婦人運動・各紙の扱い
- p7 婦人参政権の獲得
- p9 婦人も政党活動を  
選挙権、被選挙権、公職
- p10 投票に行かないと、マッカーサーに叱られる!?
- p11 衆議院初回は39名の当選
- p12 売春防止法の制定
- p13 婦人議員の国会での活動
- p14 婦人議員の地方議会進出
- p15 婦人候補を育てない政党
- p16 まだ遠い日本版サッチャー

© 日本記者クラブ

実は、だいぶ前にお約束をいたしましたので、その準備が出来たはずなのですが、何だか忙しくて、ついそのままになっており、24日から26日、きのうまでは名古屋のNHKにカン詰めになっていまして昨夕帰ってきました。きょうは朝から、近く行われる総選挙に際しての、市民団体、婦人団体の、きれいな選挙の運動を始める協議会(ストップ・ザ・汚職議員)をやっております、十分な準備が出来ていないということをまずお許し願いたいと思います。

私のいただきましたテーマは「婦人と政治」ということで、いろいろ考えてみたのですが、大体、3つに分けて話してみたいと思います。

最初に 婦人が政治に参加するまで、次に 参加してから今日までの実情、そして 婦人と政治における現状に対する私の感想や批判と将来の見通し、というように分けて申し上げたいと思います。

婦人と政治については、去年ドメスという出版社から「日本婦人問題資料集成」第2巻の“政治”にいろいろな資料をまとめ、その解説をつけたものを出しております。ちょうど昨年4月、婦人参政実施30周年の記念として、いろいろな婦人団体が大会をもちましたが、その時にもこれまでの婦人参政権の関係資料 だいぶ数字がたくさん入っておりますけれども というようなものも出しております。

#### 婦人が政治に参加するまで

最初の婦人が政治に参加するまで……。もちろん、明治維新後になるのですが、明治11年くらいから、地方長官会議で、女の戸主の選挙権の論議が行われたということが記録に残っております。あるいは同じ頃、長野県の赤穂村で、女にも村会議員の選挙権を与えるというこ

とが論議的になっておりますし、13年には土佐で、町会の選挙に男女平等の選挙権を与えることが論議されております。18年には仙台の区組長選挙で、女戸主も投票をしたというような記録があります。

ちょうどこの18年前後から、いわゆる自由民権運動が起こりまして、その中に女の人がある程度加わっていたわけです。現在でもよく知られているのは岸田(中島)俊子さんと景山(福田)英子さんの二人ですが、男の人たちと一緒に自由民権の演説をして歩いて、岸田俊子さんはそれで政府攻撃をやって、捕まって留置所へ放り込まれたことがあるわけです。

景山英子さんは、岸田俊子さんの演説を岡山で聞いて、それから政治運動に入るようになった。当時の自由党に入って、朝鮮の閔妃事件に参加し、国事犯で捕まって監獄に入れられ、22年の憲法発布の恩赦で許され出てきた。このように女の人々の政治活動も、この頃少し盛んになってきたというわけです。

22年には憲法が公布され、23年には衆議院議員の選挙法が公布されて、最初の選挙が行われます。しかし、ちょうどこの23年に、それまで女は自由に男の人たちと政治活動をして、政党にも入っていたのですが、逆に集会及政社法の公布によって、政治演説をすることも聞く事も、政党に入ることも禁止されてしまいます。ちょうどあの時代が明治維新後の最初の反動がきた時代として、教育勅語も明治23年10月に出されております。

あの教育勅語は、その頃の日本の思想界における混乱に対して、国民の向こうところを示すという意味で出されたというわけで、その意味で明治初期の文明開化に対しての一つの反動期を象徴しています。その反動にたまたま女がひっかかったわけですし、せつかく芽を出してき

たのが、またそこで芽を摘まれてしまった、ということになるわけですし、それ以後は、女は一切政治活動が出来なかった。

ただ、教育は幾らか盛んになってきたのですが、女子の教育はもっぱら良妻賢母ということになってくるわけです。婦人のあいだから、政治活動の要求の運動が出てきますのは、それからだいぶ経ってからになります。

集会及政社法という法律は、明治33年に治安警察法に変わります。けれども内容はほとんど同じでして、ことに私ども婦人に関するものは、その第5条第1項において、「次に掲げる者は政治結社に加入することを得ず」となって、その5番目に「女子」と書いているわけです。また第2項に「女子及未成年者は政治的会合に会同し、もしくはその発起人となることを得ず」という規定があるので、政治関係の演説を聞くことも出来ないし、もちろん、それをすることも出来ないし、また、そういう会合の発起人になることも出来ない。こういうことで婦人を政治から締め出すことが、治安警察法制定の明治33年以後も続いたわけです。

### 社会主義運動の胎動期

それに対して、婦人側からの抗議と言いますか、運動が起こったのは、明治37、8年の日露戦争の後です。その頃、社会主義運動が日本に芽を出してきたわけですが、その社会主義に関する演説は、もちろん政治の演説とされ、それもあまり許されなかったのですが、社会主義者の奥さんとか娘さんとかであるいは周囲にいる女の人たちが演説を聞きに行っても、つまみ出されて廊下で聞くということだった。

社会主義の演説を女は聞かれない。なぜか。それは治安警察法という法律で禁止されている。ではどうしたら聞けるようになるかといえは、

議会に請願をしてその法律を改正してもらいようがない。それでは請願をしようということで、37、8年頃に平民社に関係のあった人たち、社会主義に関係のあった女の人たちが中心になって請願の署名をして議会に出した。これは、私が堺利彦さんの奥さんのため子さんから直接聞いた話です。それが「平民新聞」に出ているわけです。

初めは堺ため子さん、あるいは福田英子さんなども後にこの運動に参加しているわけですが、37、8年から大正2、3年頃までこの運動は続いたのです。一つの団体をつくっているわけではなく、ただ知り合いで請願書を回して署名をとるという程度で、一ぺんは請願が採択になって、その採択になったものを議員が法律案として提出して、衆議院を通ったことがあるのですけれども、貴族院では否決されてしまった。

最後まで、その運動をしていたのは遠藤清子さんという人でして、岩野泡鳴という小説家の細君だった人です。私は、この人にも直接会って話を聞いているのですけれども、白バラを胸につけてしょっちゅう議会へ行っていたということです。一体、白バラというのはどういう意味か。選挙の肅正運動などに白いバラをいまも使っているところがありますけれども、とにかく彼女は、そうして議会へ行っていたが、結局は成功しないで終わってしまったわけです。

### 大正デモクラシー時代

それから5、6年経って大正8年、ちょうど第一次欧州大戦が終わった頃、日本では、吉野作造さんの民本主義、あるいは労働組合運動も入ってくる、いわゆる大正デモクラシーという時代です。大正4年から大正8年まで続いた第一次世界大戦のあとで、イギリスやアメリカの婦人も長いこと婦人参政権の要求運動をやっていたのですけれども、第一次大戦で女の人たちが

手伝ってくれたので勝てたというので、ご褒美に婦人参政権をやるといって、イギリスでは1918年、アメリカでは、1920年の憲法改正によって、全国の婦人に参政権が与えられました。

こういう時代だったのに、日本では治安警察法第5条第1項、第2項が生きており、女は、政治的にはまったく活動できなかった。

その前、平塚らいてうさんは明治44年9月に『青鞥』という雑誌を創刊し、これは大正4、5年まで続きました。おしまいの方は伊藤野枝さんがやっておりました。

平塚さんは結婚して家庭に引っ込んでいたのですが、前述の大正8年という時代思潮の中で、日本も世界も非常な社会変革の時期になっている、ということを感じられたようです。この時に女がそれに参加しなければ、また男性中心の社会になってしまう、この際婦人は団結して、婦人の解放運動をやらなければならない、と平塚さんは考えつされた。

当時、私は東京へ出てから3年くらいで、まだ25、6歳だったかと思います。山田わかさんの主人の山田嘉吉さんから、毎朝仕事に行く前に英語を習っており、そこで平塚さんと知り合いになり、一緒に運動をしようと私に話がありました。「それじゃ、やりましょう」ということにしましたが、二人では少ないから、もう1人誰か捜そうというので、奥むめおさんに話して、三人が中心になって新しい団体をつくりました。

政治ばかりではなく、家庭、法律、労働などいろんな面における婦人の解放運動を目的とする、ということで、大正8年11月末に新婦人協会がスタートしたわけです。

すぐ運動を始めたのですが、そんなに一ぺんにいろいろな運動は出来ないの、最初に何をす

るかというときに、遠藤清子さんは平塚さんの友だちであり、前に運動をしていたというので、私も連れられてその人に会いに行きまして、いろんな話をしました。そのとき治警5条の運動の話が出まして、これがストップしているけれども、「あなた方、続いてやってくれよ」ということになり、私どもも、「それではまずそれから着手するほうがいいだろう」ということで、最初に治安警察法第5条の改正運動を取り上げました。まず請願をし、それから議員からの法律の改正案提出の運動として議会に働きかけた。

大正10年には衆議院を通りましたが、貴族院で否決される。しかし、翌11年に、衆議院、貴族院とも通りまして、治安警察法第5条の第2項から、「女子及」の3字だけは取れた。選挙でいわゆる婦人弁士というものが出てきたのは、これ以後のことです。

#### 婦選獲得同盟の誕生

これが出来まして、大正11年の暮れに新婦人協会は解散した。そのあと大正13年、ちょうどその頃は男の普通選挙運動が非常に盛んでした。治警法改正と同時に、大正10年に新婦人協会は、女も加えた選挙法の改正(普通選挙の改正)を請願しており、実は議会に提出していたのですが、その頃からすでに男の普通選挙運動が非常に盛んで、ことにおしまい頃は各新聞社が一緒になって非常に活発な運動を展開しました。大正9年、田中内閣のときに、普通選挙は危険思想だというので、議会解散をしたことなんかもありました。

その後、護憲三派が選挙で勝って、大正13年から14年にかけての議会では、普通選挙が実現するということが確実になってきたわけです。

そうした中で私たち婦人は、その男の普通選挙

案にはもちろん女は入っておりませんので、男だけでは普通選挙ではない、やはり特別選挙ではないかと、主張したのですが、取り上げられませんでした。

そこで、大正13年の暮に、私どもは新しく婦人参政権だけを目的として、治警5条改正後出来た幾つかの小さい団体を合併して、婦人参政権獲得期成同盟会というのをつくったわけです。この名前、あまり長いものですから、翌年には婦選獲得同盟と変えました。これには男の普通選挙に対する、私どもの皮肉というか、抗議が入っているのです。たまたま普選と婦選と音が似ているものですから、私どもは普選はまだ出来てませんよ、まだ残ってますよ、という意味で、婦選獲得同盟と改名。婦人参政権のことを、それ以降は婦選と呼ぶようにしたわけです。

男の普通選挙は、大正14年の3月に法律は成立したのですが、最初の選挙は昭和3年に行われたわけです。その頃から、ようやく婦人と政治が、具体的な政治の課題になってまいりました。

“男は済んだ。こんどは女の番だ”ということで、そうすると、やはり女を怒らせておいては損をするから、女のご機嫌も少しとらなくちゃいけないだろうということで、一番保守的な政友会が昭和になりまして、最初に態度を変えました。そうすると、こんど民政党も負けじと、“婦人にやる”と表明。ただ、初めから国の衆議院というのはちょっと難しいから、まず市町村の政治に参加させるという趣旨でした。当時、これを公民権といったんですね。

私どもは、公民権を婦人にも与えよ、というのを婦人公民権と称したわけですが、まず、それをやろうという意見に固まった。昭和5年には政友、民政の有志議員から、婦人公民権案を提出してもらった。衆議院は通りましたが、会期が短く審議未了となりましたが、昭和6年には、

ちょうど浜口さんの民政党内閣だったので、内務大臣の安達謙蔵さんが、政府案として、婦人に公民権を与えかつ治安警察法第5条第1項を改定して結社権を与える、という案を議会に出すわけです。これが昭和6年2月に議会へ提出されたわけです。

その案の内容は市町村会での選挙権、被選挙権を婦人にも与えるというものでした。しかし、婦人が市町村会議員に選ばれた場合、独身の女ならばかまわないが、妻が当選した場合には夫の承諾を要す、という条件がくっついていたのです。

それで私どもはそれに対して、妻君が立候補しようと思えば、初めからちゃんとご主人が賛成してくれなければ立候補なんて出来ないし、当然初めから子供たちの賛成も得なければ出来ないのに、当選してから、「やめろ！」と一喝食わされたらだめになるなんておかしい、と言って運動したんです。やはり、保守的な政治家、ことに貴族院なんかの人たちに対しては、そういうことをつけておかないと通りにくいということであらうそれをくっつけたままで、昭和6年の2月に衆議院を満場一致で通りました。

このときに、治警5条の結社権、「政治結社に加入することを得ず」を削除するという案も衆議院を通ったんですが、貴族院は通過しませんでした。政治結社に加入するということには、ことに貴族院の殿様が反対で、そんなものはとんでもないということで、審議未了、実は審議もされませんでした。

しかし、公民権のほうは審議されて、委員会も実は通過したんです。ところが最後の本会議で、偉い殿様の反対演説なんかがありまして、当時、貴族院では研究会というのが非常に有力だったのですが、その研究会の幹部の黒田と言いま

したか、男爵が、家族制度を破壊する、いや日本の国体に反するという演説をブツた。これに対して有馬頼寧伯爵は賛成演説をやってくれましたけれど、本会議での堂々めぐりの採決では、賛成1に対して反対2という比率で否決になってしまったわけです。

## 戦時下の活動

私どもはどうせその案は気に入らなかったのだし、そんなただし書きがつかないものを2、3年のうちにとれると思っていたんですが、その昭和6年9月に満州事変が起こったわけです。それで日本の政治情勢がすっかり変わりました。政府は、もうそんな婦人参政権どころじゃない。日本は準戦時体制になったんだというので、政府案として提案しなくなった。昭和7年に民政党から政友会内閣に変わって、犬養毅さんが政友会に入って総理になった。犬養さんは以前から婦人参政権に賛成してくれていたものですから、1月17日に私ども婦人参政権の団体の者が首相官邸に犬養さんを訪問しました。“賛成して政府案として出して下さい”と頼みに行ったんです。

「うん、わしは賛成だけでも、さア、やっぱり党に相談しなきゃなあ」なんて言われて帰ってきたんですが、それから5ヵ月経った5月15日、5・15事件で、犬養さんは多分私どもが面会した部屋じゃなかったかと思うんですが、少壮軍人に射殺された。5・15事件の次には2・26事件があり、それから支那事変があり、太平洋戦争。いわゆる満州事変から、現在では“15年戦争”と言われているわけですが、この15年戦争で、軍人が権力を持ってきたものから、女なんかは参政権なんてとんでもないということになり、女は家にいて、子供をたくさん産んで兵隊をたくさんつくればいいんだということで、たくさん子供を産んだお母さんは褒美を貰えるようになったわけです。

で、私どもはいろいろ考えて、運動を少し転換して、こんどは具体的な政策と言いましょか、東京市に対しては、ゴミとか市場とか税金とかというような問題で運動をやりました。国会に対しては、小さい子供を残され働くことも出来ない母親に対する母子扶助法といったようなものとか、あるいは経済的な問題でなくて、家庭のトラブルで親子心中をするのがたくさんあったものですから、そういう人たちに対しては、家事調停法と言いますか、裁判でなくて調停ですむようにするといったように、出来るだけ女に都合がいいような法律の制定運動をやりました。

この二つとも、実は戦争の最中に目的を達したのですが、私ども婦人参政権の団体が中心になって、いろんな団体と一緒に別の名をつけて運動をやった結果です。参政権が表に出なかったものですから、婦人参政権運動は満州事変でおしまいになっちゃったというふうな歴史になっているのが多いのですが、事実はそういうことで、随分苦労しました。

とうとう終戦近くまで、私どもは運動を続けましたが、参政権も公民権も得られなかったわけです。

## 婦人運動・各紙の扱い

新聞社の方が多いので、私どもの運動時代の、当時の新聞の切抜きを充分ではないのですが、少し保存してありますので、見出しだけ書き取ってききましたのでちょっと聞いてみてください。

私どもが運動を始めた、大正9年の7月16日の「国民新聞」。“婦人団体結束して院外で大気焰”

大正13年12月15日の「富山日報」。地方の新聞にも私どもの記事ののったわけで、“赤い唇をついて参政の叫び。「わたしたちにも参政权を与えよ」と虹のごとき気焰を挙ぐ”(笑)

大正14年1月6日の「中外新聞」。「女だてらに初の政治会議」

大正14年1月18日の「中外商業」。「野次のつぶてを赤い気焰で撃退、昨夜開いた婦人参政権獲得初演説会の奇声」

昭和5年5月の「名古屋新聞」。公民権のことを書いているんですが、「委員付託となって嬉しそうな婦人猛者連、いそいそと傍聴席からご退陣」(笑)

私どものことを猛者と言われたんです。(笑)

昭和5年5月12日の「大阪朝日」。「まんざらでもなかったご婦人方のお喋り」

昭和5年7月29日の「読売」。「婦人公民権をめぐるさながら剣劇時代、火花を散らす突撃は華々しいが、惜しいかな群雄割拠の感」

これは婦人公民権をめくりまして、私どもと、もう一つ婦人参政権の団体が出来まして、それは吉岡弥生さんが中心で、私どもの運動のことを「あれは腕まくり連中だ」と攻撃し、自分たちはおとなしい団体だと言っていた。それが、いよいよ公民権が実現しそうになったので、自分たちも手伝っておかないと、あとで体裁が悪いということで、婦人同志会という会をつくって運動をした。その間での悪口の言い合いが少し出たりして新聞に書かれたのだと思います。

昭和5年の10月19日の「毎夕新聞」。「婦人の有権者は断然男より多し、いよいよ婦人公民権が通ったら、女天下の時代出現」

その時代の新聞の漫画も少し持ってまいりましたので、皆さんのほうにお返ししますので、見ていただきたいと思います。

大正14年、男の普通選挙法が実現する少し前に、婦人の結社権、公民権、衆議院の参政権、

女子高等教育の振興という4つの案を議員に提案してもらったわけです。あの時代はみんな本会議でやったんです。いまは、委員会に直接いってしまって、本会議でやらないのですが、あの当時は本会議でやって、4人の人が、その日は婦人デーということで、女の問題を一緒にして提出したというわけです。

私どもはそれを聞きに行きましたが、そこにいるいろいろなことがありました。一番おかしいことだけ申し上げれば、その翌日の大正14年3月11日の「朝日新聞」は、その頃岡本一平さんが漫画をかいていまして、説明をした4人の男の議員さんたちの頭をかき、そこへリボンをくっつけているんです。(笑) その横に、その人たちの言ったことの中で、おかしそうなことを一言ずつ書いてあるんです。

結局、私どもの運動は、一般からはもちろん悪口を言われ、憎まれたけれども、マスコミは面白がってと言いますか、よく書いてくださいましたよ。(笑) 前述のような見出しで、本当に茶化してと言いましょうか、扱われました。いまでもそれを思い出すわけですが……。以上参政権がとれるまでのことを簡単に申し上げたわけです。

#### 婦人参政権の獲得

そこで第2番目、婦人参政権が与えられてから今日までのことについて簡単に申し上げたいと思います。婦人参政権は、昭和20年(1945年)戦争に負けたあと与えられたのですが、それまでに多少のいきさつがありました。日本が無条件で降伏した「ポツダム宣言」……。実は私は、終戦前、八王子に疎開しておりましたが、アメリカ軍の飛行機がピラを撒きまして、それに日本語で「ポツダム宣言」が書いてありました。私は拾ってそれを見たんですけども、その中に「日本政府は、日本国民のあいだにあ

る民主的傾向を復活強化し、これが妨げとなるものを取り除くべし」と、ちょっと文句が違うかもしれませんが、そういう言葉があった。

つまり、民主主義といえば、男女平等であり、参政権は当然与えられるべきです。もっともイギリスもアメリカも、婦人参政権を与えるまでは男女平等ではなかったわけですが、終戦の頃にはそうになっていた。

そこで「民主的傾向を復活強化し」ということは、つまり東条さんのときは推薦選挙なんかで民主主義は一ペンストップしていたと言えます。明治23年に衆議院が出来てから、一応、民主主義を日本がとっていたとも言えるわけですが、それが非常に弱い。だから強化しよう。女に与えていない、男だけだから弱いんだ。だから婦人にも与えよという意味に、私どもは解釈しました。それで、実はあのときちょうど東久邇宮様の内閣だったので、宮様に、早く婦人に参政権を与えてください、という運動に行ったわけです。

私どもは、8月15日に負けて10日たったあとの8月25日に、戦争中にいろんな方面で先に立っておりました人たちに約2、30人、東京に残っている人たちを捜し出して、戦後対策婦人委員会というのをつくったわけです。そこに社会部と労働部と政治部を置いて、社会部は女の問題などがありますし、労働部は男の方たちが帰っていらっしゃるのに対して、婦人が電車の車掌などをやっておりましたから、そういう問題。私は政治部部長ということで、政府のほうに、「早く女に参政権をやると言ってくださらないと、マッカーサーのほうから、婦人に参政権をやれ、と言って命令されますよ。私たちはアメリカから参政権を貰うのはいやですから、早く政府から言ってください」と言ったんですが、「考えておきましょう」とか、あるいはあのとき近衛文磨さんが無任所相で大臣で

したが、近衛さんは、「女に参政権を与えると保守的になるから反対だ」なんて言っていました。

そのうちに東久邇宮様が辞めて、幣原さんになったわけですが、宮様が辞めるときに、「女にも参政権をやろうと思っておった」なんていうことを新聞でおっしゃっていましたけれども、もうあとの祭りで、幣原内閣になりまして、内務大臣が堀切善次郎さんで、堀切さんはまだご健在ですが、10月10日に幣原内閣の初閣議をやって、どういう政策を実行するか、という話のときに、堀切さんが、この際婦人にも参政権を与えようじゃないか、と提案した。すると幣原さんをはじめとして、そのときの閣僚、前田多門さんが文部大臣でいましたし、松本烝治さんが無任所でいましたか、全部が賛成した。

ところが、その翌11日に、マッカーサーから幣原さんに呼び出しがかかって、「日本政府はポツダム宣言に従い速やかに、次の5項目を実施すべし」という指令が出たわけです。その第一が、「日本婦人に参政権を与え、婦人を解放すべし」ということだったので、幣原さんはそのとき、「いや、それはきのうの閣議で決めました」と言ったら、マッカーサーから「こちらから言う前にそういうふうにやってください」と言って褒められたという報告を、私どもも聞いたわけです。

このときほかに労働組合を助成すべし、教育と経済の民主化、そして日本国民を苦しめた悪い法律、治安維持法、治安警察法などを直ちに廃止すべし、という命令が出たわけです。そこで政府は自分たちのほうで決めた通りに、直ちに衆議院議員選挙法の改正案をつくって、男の方は25歳以上だった選挙権を20歳以上にし、30歳以上であった被選挙権を25歳以上にする。それと同時に、女にもそれと同じことを与えるという案を衆議院に出して、衆議院を通

り、貴族院を通過して、昭和20年の12月17日に、衆議院議員選挙法の改正が公布された。

ここで初めて婦人が、一番難しい国の政治への参政権を貰った、というわけであります。

ところで、一体その法律はいつから実施するかというと「次の総選挙からこれを実施しろ」ということでありまして、次の総選挙は、翌年の21年の4月10日に行われた。そこで、婦人が初めて4月10日の衆議院の選挙で投票し、婦人議員が立候補してたくさん当選した。こういう結果になっているわけでございます。

### 婦人も政党活動を

私ども、戦後対策婦人委員会をつくって、いよいよ婦人参政権を貰えることもはっきりしたし、そこで新しい婦人団体をつくろうというわけで、戦後対策婦人委員会から別れて、20年の11月3日に新日本婦人同盟をつくった。そして、私が会長になったわけです。政治教育を主たる目的としておりました。11月21日に、私どもが前から問題にしてきた治安警察法の第5条の第1項「結社に加入することを得ず」は、治安警察法そのものが勅令で廃止されたので、婦人は政党に入れるようになったわけです。

衆議院議員の選挙法の改正で、婦人にも参政権が与えられたのですが、その前に治安警察法の廃止によって、婦人も政党に加入出来るようになりました。終戦後、一番先に出来たのは社会党、つづいて鳩山一郎さんの自由党ですけれども、それから進歩党に協同党などの政党が出来て、そういう政党が、女がいよいよ参政権を持てば、その投票を得なければ当選出来ないからというので、みんな婦人部をつくりました。

自由党は、吉岡弥生さんを引っ張ってきて、婦人部長にいたしました。進歩党は、鶴見祐輔氏などが中心だったのですが、名前の出ていた婦

人たちを料亭に招待して 私も招待状を貰ったのですけれども行かなかったのですが

進歩党に入ってくださいというような勧誘をしたようでして、進歩党の婦人部長には村岡花子さんが引っ張られたのです。

このように婦人の政党活動が少し出てきたということが言えるわけですが、21年の4月10日の総選挙で、その最初の参政権が行使されたわけです。

この頃地方制度としては、北海道会法とか府県制とか市制とか町村制という、幾つかの法律に分かれていたのですが、地方制度を一つにして、前の公民権は削って、婦人にも男子と同じに地方議会の選挙権、被選挙権を与える、というように21年9月に改正がなされました。それで22年の4月に最初の地方選挙をいたしまして、それに婦人の議員が相当たくさん当選いたしましたし、女の町、村長も出来ました。

憲法が公布されたのは21年11月3日、実施されたのは22年5月3日からですが、新しい憲法で貴族院はなくなって、代りに参議院が出来て、参議院は全部選挙という参議院議員選挙法が制定され、憲法の実施される前、22年4月10日に第一回の参議院議員の選挙が行われた。これにも婦人は男子と同様(被選挙権は30才以上)に選挙権を行使し、婦人議員も当選しました。

このあいだに、教育委員会制度が出来まして、教育委員の選挙に婦人も全部男子と同等の資格で参加するということになり、婦人の選挙への参加が、一応、昭和21年、22年、23年までに全部実現されたといっていると思います。

### 選挙権、被選挙権、公職

婦人が政治に参加するというのはどの範囲までかと言いますと、実は、国連で決定しました

婦人参政権条約というのがありまして、その条約で婦人参政権とは何を言うか、ということを決めております。すべての選挙において選挙権と被選挙権を行使すること、もう一つ、公職につくことの三つです。うっかりすると公職は忘れてしまうのですが、参政権の中には、選挙権、被選挙権のほかに、公職につくことも入っています。

戦争前は、女は公職につけないという規定などがあったのですが、22年12月に国家公務員法という法律が出来て、25年の12月には地方公務員法が制定されて、その両方に「男女平等の取り扱いをすべし」ということが入っております。婦人も男子と平等に試験なり任命なりで公務員になれるようになった。これで完全に日本の婦人も政治に参加を許された、ということになったわけでございます。

そこで、選挙権、被選挙権、公職ということについて、その後どういうふうな経過を辿ったかということが問題になるわけですが、簡単に申し上げようと思います。

選挙権は20歳以上ということと与えられたわけですが、選挙権を持っているものを有権者と称し、婦人の場合には婦人有権者と称します。その数と投票率が一番問題になるわけです。

21年4月10日に行われました最初の衆議院選挙では、有権者は男1,632万、女は2,055万で女のほうが420万ほど多かった。多数の男子が戦死したし、まだ外地から引き揚げてこない人もいっぱいいたわけです。

投票に行かないと、マッカーサーに叱られる!?

有権者が多くても、投票しなければ生きないわけですが、このときの投票率は、女は67%で、男よりも12%くらい低かった。それでも女が67%も投票したとあって、占領軍のアメリカ

の連中がびっくりしてしまいましたけれどもも……。あの当時の情勢を申し上げれば、「投票に行かないと、マッカーサーに叱られるぞうだ」という噂がありまして、投票にまいったというわけです。(笑)

近く衆議院の選挙がありますけれども、衆議院の選挙は51年の12月5日にありましたが、そのときの男女の有権者の数を見ますと、約7,800万、30年余で倍以上にふえています。女の有権者は4,020万人でだいぶ減りましたが、まだ女のほうが多い。終戦直後は420万でしたけれども、それからだんだん差は少なくなりました。しかし200万~300万のあいだで、ずっと続いているし、こんどの選挙でどうなりますか、やはり女のほうが多いと思います。

投票率は、最初的时候は女のほうが12%も低かったのですが、その後、地方では38年以来、国会のほうも43年以来女のほうが投票率も高くなった。51年12月5日の衆議院選挙での女の投票率は74%で、男よりも1.24%高かった。選挙によっては5%以上も婦人のほうが高いこともあるんです。けれども、1%から2%のあいだが大体普通です。

ですから、有権者が多く投票率も高い、ということになると、その結果がどうなのか、という問題が出てくるわけです。(笑)

女が投票に行って、どの政党に投票しているか。どの候補者に投票しているのか、ということは無記名ですからわからないですね。しかし、新聞社の世論調査、あるいは私どもも独立して衆議院の選挙のあとで調査をしていますが、こうした調査によって、どの政党に入れたか、革新に入れたか、保守に入れたかくらいの数字は出て来ます。

九州大学の杉正夫氏は婦人の投票行動を特に研究しています。地方地方でやっている選挙、

あるいは全体の選挙の世論調査などを集計、分析して、パンフレットを出しているんです。柚さんの分析によると、大都市においては男は体制側だが、婦人の票は革新票というか、反体制方向に動いているらしい。

その理由を柚さんは大体次のように言っています。

政治的という点から言えば、男のほうが政治的で、女は政治的ではない。しかし、女は社会的な関心が男よりも強い。家庭を取り巻くというか、子供を取り巻く環境は非常に悪くなってきている。物価が高くなった。公害が出てきた。あるいは子供の入学試験の問題。こういう問題で女はずいぶん苦労している。そこで、一体これはどうしたらいいんだということで、むしろいままでの政党や政治に対する信頼度を失っており、革新のほうに入れているというわけです。

柚さんは、この傾向は将来も続くであろう、と言っているんです。ところが、こここのところに来て少し大都市の選挙の結果が、いままでは東京をはじめとして、大都市では革新首長が当選していますが、少し変わって保守回帰の傾向が出て来た。

中都市では、保守、革新とも大体同じくらいだが、農村では女に保守が多い。

そこで全体を平均すると、男女やはり同じくらいだ、という分析をしているんですが、果して、これが正しいかどうかという問題がありますけれども、とにかく少なくとも婦人の有権者が多くて投票率が高い。だから、婦人がもし一致団結して、投票するということになる、婦人が投票した議員が当選し、女の望むような内閣が出来ることもあり得ます。けれども、女の票が固まらない。女の中にもいろいろ思想的な違いがあるし、ご主人とか、お父さんとか、お兄

さんと同じに投票するというので、女だけで一致することはむずかしいけれども、一応そういう問題が一つございます。

衆議院初回は39名の当選

被選挙権で見ますと、21年の4月10日に最初の衆議院の選挙があったのですが、このとき女の立候補者は79名、うち当選者は39名です。みんなびっくりしちゃったんですね。おまけに私どもの知っている人は、その39名の中で6人か7人しかいない。あとは、どこの誰だかわかりませんでした。新潟の例ですけれども、開票になって、新聞社の人に「あなた、当選しそうですよ」と言われたら、びっくりして「おや、まア、どうしよう」と言ったところを写真に撮られて、それが新聞に出たりしました。(笑)

長野県ではこんなこともありました。あのときは大選挙区で長野県は3人の連記だったのですが、1人は安条はつさんという女の人、もう1人は共産党の高倉テルさんが当選しました。選挙が済んだあと伊那に講演に行くと、婦人会のおばあちゃんたちと会い「このあいだの選挙はどうだったの」と聞いたら、「いや、しまったことをしましたよ」と言うわけです。男を女と間違えて、おまけにそれが共産党だった……まことに恥ずかしい話ですけれども。(笑)

そして、その翌年の衆議院の選挙で、高倉さんは落っこっちゃった。いや、女のほうも、履歴詐欺とかなんとか言って非難されて、落っこっちゃった。そういう状態なんです。

ところで最近はどうなっているかと言いますと、51年12月5日の衆議院選挙では、第一に女の候補者が少なくなって25名、当選者6名。1人死んで次点の婦人が復活したので7名に現在なっていますが、三十何年経って、初め

39名だったのが、だんだん減ってきて7名になってしまった、という実情でございます。

これは衆議院ですが、参議院のほうは、22年に最初の選挙が行われて、女性の候補者16名で、10名が当選した。52年の選挙（半数改選）では候補者36名で、当選者8名ということで、現在は、参議院は留年組みも合わせて15名（もうちょっと多いこともあった）、衆参合わせて22名という状態です。

ところで国会の婦人議員の活動、当選した婦人議員が一体どんな活動をしたかという問題です。一番最初の21年4月の選挙のあとで、私はそのとき、新日本婦人同盟の会長で、有権者の側であったのですけれども、当選した婦人議員、どういう人かわからないのが39名もいて、私どもも心配でしようがなかった。それで、一つにはその人たちに勉強してもらいたいというか、お互いに自粛する意味で、婦人議員クラブという団体をつくったらどうかと考えました。党派において政策の違う問題は取り上げないけれども、共通の問題、女や子供の問題、あるいは人道的な問題なんかは、超党派で取り上げて目的を達するようにしてはどうかということ、そのときの自民党や社会党の婦人議員に説明して、「それはよかろう」ということで、婦人議員クラブというのを作りました。

ところが、それは半年くらいで潰れてしまったんです。やはり、政党が違うと政策が違うからダメだと言って、社会党が潰しちゃったんですが、それからはもう婦人議員の会はなかったわけです。

#### 売春防止法の制定

私が参議院に当選したのは28年ですが、このとき、衆議院で神近市子さんが当選しています。参議院の自民党の或る婦人議員があると

き私に、同じ婦人議員でもほかの党派の人の顔も知らんし名前も知らん、何とか一ぺんみんな集って話をするような機会をつくってあげませんかというので、「あなた方がそれを希望するなら、私が革新の社会党の側に話しましょう」と言って話したら、それは結構ということで、参議院の婦人議員だけ一緒になって一ぺん話す会をやるということ、あるところで夕食会をしましたら、そこへ衆議院の堤ツルヨさんが飛び込んできて、「ちょいと、私も仲間に入れてよ」と言うので「いや、衆議院はダメだ」と言ったら「そんなこと言わないで衆議院も入れてくれ」、それで「衆議院の人がみんな入りたいたいというなら、入れてやろう」というわけで、衆・参婦人議員団を28年の暮につくりました。

それで、何をやるかというときに、ちょうどその頃、売春が非常に問題となっていた最中なので、何とか売春防止法をつくらうということで、婦人少年局が売春問題を取り上げていたので、局長の藤田たきさんを読んで説明を聞いたりした。また、国会ではそれぞれの委員会で政府に、売春をいまのままで放っておいていいのかと言って、みんなですいぶん攻めました。

当時の法務大臣の犬養さんは「いや、放っておいてはいけません」と、「それではどうする」、「何とか政府のほうで委員会をつくって検討してみます」と言っちゃったものですから、とうとう政府は売春問題の協議会をつくらざるを得なくなって、つくったわけです。

婦人議員が、それこそ与・野党一緒になって売春等処罰法案を議員提出しました。衆参どちらか別々にしなければならぬので、そこは私どもやはり衆議院の方が大事だからということで、神近さんに主になってもらおうということにして、衆議院の法制局でその法案をつくらせた。提案は婦人議員だけではなくて、男の方にも入ってもらった。各党の賛成議員の人たちに

署名してもらったら半数以上になったわけです。

それで、政府のほうもびっくりしてと言いますが、あるいは業者が非常にびっくりして反対に出たので、法務委員会の委員を反対の委員ばかりに入れ替えて、委員会を潰したわけです。

ただそのときに付帯決議で、来年は政府が売春処罰法を提案しろ、ということになったのです。したがって、本会議でも否決になりましたけれども、こんど政府が提案せざるを得ず、内閣に売春対策審議会をつくって案を練らせて、そして国会に提案して、31年にとうとうこれが成立したわけです。

私どもは、あんなに早く出来るとは思っていなかったのですが、えらく早く出来てしまった。一つには国際条約、国連の売春に関する条約というのがあって、それを批准しないと日本は文化国家とは言えない、ということで、政府のほう之急いだのだと思うのです。ただし、1年あるいは2年の猶予期間を置いたのです。この問題では売春業者が非常な反対運動をやって、私どももあときは命の危険を感じるほど、業者の反対運動というのはすごいものでした。しかし、いよいよ通っちゃったものですから、こんどは業者は自民党の議員と結託して、実施期日を延期する運動を始めたのですが、その最中に売春汚職というのが出てきて、議員が3人でしたか引っ張られて、とうとう延ばせなくて実行したという経過があります。

これは、もっぱら婦人議員が超党派で一生懸命やった結果だといってよいと思います。

そのあと、酔っ払い規制法というのをつくったわけです。つまり、酒を飲み過ぎて公衆に迷惑をかけた場合には罰するというのです。婦人議員が主になって超党派で議員提出をしまして通りました。そのときに、男の議員から「なん

だ女どもは、男から女を取り上げ、また酒を取り上げやがって」なんて悪口を言われて、あ、なるほど、酒と女かと思って、あとで気がついたわけですけど（笑）これは38年に出来ました。

深夜喫茶の禁止とかあるいはトルコ風呂とか、風俗営業の改正法案と取り組んで、深夜喫茶なんかも、ルックスを明るくするようなことをさせて、幾らか制限をつけたけれども、禁止することは出来なかった。トルコも禁止することは出来なかったけれども、幾らか制限をするようなことはやったわけです。

#### 婦人議員の国会での活動

50年はちょうど国際婦人年にして、国際婦人年に際して婦人の地位向上を図るべし、という政府に対しての決議案を、衆議員および参議院で婦人議員が超党派で提出者になり、男の議員の方を全部賛成者にして満場一致で通過させました。通ってからそのままになっていたんですが、昨年、その続きとして、超党派で男女の議員一緒に「国連婦人の10年促進議員連盟」をつくりました。婦人議員は22名ですが、男の議員さんがたくさん入って、いま200人くらいです。毎月会費を500円ずつ、歳費の中から差引いてもらっておりまして、少しそのために骨を折るようになったのですが、この会も婦人議員が中心になってやっています。

こういうようなことが挙げられるのですが、婦人議員は国会で一体何をやっているかということについては、私が責任者になっております「婦人展望」という小さい月刊雑誌に、通常国会なり特別国会が済みましたあと、衆議院ならびに参議院の婦人議員の出席率、発言率、何を発言したかということの調査をしまして出しているんです。もう17年続けてやっているわけですが、そこにも多少の共通点が見つかります。

このあいだの前の国会の分は「婦人展望」の今年の8月号に、こんどの衆議院と参議院のは次の9月号に載るはずです。たとえば衆議院7名で、出席率のいい順で申しますと、一番は社会党の土井たか子さん、外務委員会に属して、出席率100%、発言は12回。その他公害対策特別委員会、環境保全の委員会にも属しているし、そこでも発言しています。予算では1回、大蔵で1回、法務で1回と実によく発言しております。

その次は共産党の藤原ひろ子さんで、逓信委員会を受け持って出席率100%、発言9回。そのほかに物価問題等特別委員会で出席率100%、発言2回。予算で発言2回。

その次は共産党の小林政子さん、本会議で1回発言しています。運輸委員会に属して出席率100%、発言9回。予算で2回発言。

次は社会党の金子みつさん、社会労働に属して出席率97.4%、発言3回。物価問題に関する特別委員会では、出席率100%で発言1回。予算で3回、内閣で1回。

その次が日本共産党、革新共同の田中美智子さん、社会労働に所属して出席率84.3%、発言は6回。予算で発言2回。

その次は日本社会党の千葉千代世さん、文教委員会で出席率69.2%、発言なし。

自由民主党の山口シヅエさん、社会労働で出席率68.4%、発言ゼロ。公職選挙法改正に関する調査特別委員会に所属していますが、ここでも発言なし。

いま言いましたように、自由民主党は衆議院では女が1人しかいません。社会党が3名で、共産党も3名ということになっております。

## 婦人議員の地方議会進出

次に、地方議会の議員の数など申し上げようと思っておりましたが、もう時間ですので、それは省きまして、最後の批判と感想、将来の見通しを簡単に申し上げて終わりにしたいと思います。

婦人の政治参与は選挙権、被選挙権、公務員ということですから、3つに分けて感想を申し上げます。選挙権の行使については、一般の婦人自身にまず問題があるというか、婦人自身、一票の値打ちがよくわからないし、関心が薄いということ。

これは婦人ばかりではなく男の方もそうですが、日本人は非常に権力に弱く、特に婦人が権力に弱いものですから、いつでも権力のほうにくつつくという結果が出てくるわけなんです。したがって、一般婦人の政治意識を高めるというか、あるいは批判力を持たせるということが必要であり、政治、政党へも参加するという意欲を持たせることが必要だと思うんです。

ただ、この頃は学校でも選挙とか、政治に関することはあまり教えていない。PTAや婦人会は社会教育として、文部省の社会教育局の下にあるんですが、社会教育ではうるさいからというんですか、なるべく選挙や政治にことに触れない傾向があります。具体的にいろいろな事実があるわけです。

政党が婦人票を獲得しようということが、30年頃から特にひどくなったと思いますが、それに行政が、文部省がと言いましょか、社会教育なんか関係しているんですね。自党内閣がずっと続いてきているものですから、婦人会を自民党に引っ張り込む。いま、社会教育の下にある地婦連(地域婦人団体)という大きな団体はほとんど自民党でして、それで補助金も貰っているし、いろいろな援助も受けているんで

す。それで自民党の偉い人から声をかけられる  
というか、免状を貰うというか、あるいはそう  
いう人たちに会いに行ったりするのを非常に  
名誉と心得て喜んで従っていく、ということが  
行われているわけです。

実は先日、松野さんの選挙区の熊本へ行ったん  
ですが、あそこの県の地婦連はどういうふうな  
性格だろうかと、本部の会長に聞いたら、「松  
野さんが帰省したと言え、飛んで会いに行く  
でしょう。けれども、あなたが行ったって、会  
いにはこないでしょう」と言われて、実はそこ  
には声をかけなかったのですけれども、そうい  
う状況が存在しております。

被選挙権としては、一般の婦人で議員になるな  
んていうことを嫌がると言いましょか、女は  
なるものじゃないというような考え方があり  
ます。終戦直後には、地方の市町村議員にたく  
さん婦人が出ましたが、続かずに、一期、二期  
くらいして辞めてしまう。それは男の側からい  
じめられるということもあるけれども、骨が折  
れるので、そんな骨なんか折らんでもいいとい  
うことで、辞めてしまうという傾向があります。

終戦直後の選挙では全国の市町村に 800 名近  
い婦人議員がいましたけれども、だんだん減っ  
て、町村合併とかあるいは市に合併して定員が  
減るということもありましたが、一時は 600  
名を切った。それが最近だんだん少し盛り返し  
てきて、このあいだの地方選挙ではやっと最初  
の頃の数に戻ってきました。ここ 2、3 回です  
が、地方の婦人議員はふえてきています。しか  
も共産党の婦人議員が非常にふえて、約 800  
人くらいの中で、無所属が半数で、半数が政党  
に所属しています。その中で半数以上、250  
人から 300 人くらいが共産党で、社会党は 10  
0 人いるかいなか、自民党も 2、30 人、民社、  
公明も 10 名前後ということで、地方議会にお  
ける共産党婦人議員の進出が将来どういうふ

うになるか、非常に大きな問題だと思います。

#### 婦人候補を育てない政党

地方の婦人議員にはわりあいにいい人がいま  
して、むしろ国会議員よりいい人がいるんじ  
ゃないかと思うんです。ただ、地方議会でも、だ  
んだん政党が多くなってきているので、政党の  
公認という問題が、非常に大きくなっています。  
公認でないと、国会なんかは無所属では当選し  
ない。ところが政党がなかなか公認しないとい  
うか、いや、政党が婦人の候補者を養成してい  
ないんですよ。そして、いきなり選挙になっ  
てから、やはり、婦人の投票が欲しいというこ  
とで婦人議員を一生懸命探すんですけども、必  
ず当選するならいいが、落ちるかもしれない  
というので、なかなか「うん」と言わないとい  
うような状況があるわけです。

衆議院のほうには、1 人も、いわゆるタレント  
はいませんが、参議院の婦人議員は 15  
名のうちにタレントがだいぶいます。前には、  
社会党の中にもいましたけれども、いまはほと  
んど自民党に多く、国会で質問をしているのを  
聞いたことがない人がいっぱいいるわけです。  
委員会でも何も言わないというか、さっき申し  
上げた中でも、自民党の人は一回も発言してい  
ません。山口さんはえらい古い人だけれども、  
発言していない。大体自民党の議員はあまり発  
言をしてないんです。一番発言をするのは共産  
党で、それから社会党です。

タレントが女の議員として、あんなに多数いる  
のは、私どもとしては恥ずかしい思いをしてい  
るのですが、しかし、国会では同僚は同僚で、  
平等です。これは、タレントの力を借りて議員  
をふやそうとする、政党が第一にけしからんと  
思うんです。やはり、黨員の中から育てていっ  
て、議員に仕上げるべきであって、いきなりタ  
レントを連れてくるということには、政党に対

して私は文句を言いたいけれども、同時に、それを引き受ける女の側にも問題があります。一体、何のために議員になるのか。結局は立ったり坐ったり、人数の単位になるだけ、ということにはわかっているはずなんだけれども、しかし、議員になり、歳費を貰うことをというか、あるいは社会に対してということ、喜んでタレントが立候補している現状ではないかと思うんです。これも、婦人全体の政治意識が低い、ということに通ずるかとも思います。

### まだ遠い日本版サッチャー

公務員の問題は、外国に比べて特に悪い。いま、日本には女の大臣が一人もいないですね。前に二人いたことがありますけれども、こここのところずっといない。政務次官は、自民党の婦人議員ならみんな交替でなっているわけで、いま一人いますが、事務次官は女が一人もいません。

国際婦人年で、みなさんご存じのとおり、国連のメキシコ会議の行動計画によって、各国が政府の中に国際婦人年のことを進めるための機関をつくれということになって、日本の政府も三木内閣のときに「婦人問題企画推進本部」をつくった。総理大臣が本部長、婦人関係の行政を担当しているところが本部員になって、十数名いるのですけれども、その中に一人も女が入ってない。みな男ばかりです。私は、三木さんに会ったときに、「何ですか。男ばかりで、女のことわかりますか」と言ったら、「ああ、そうでしたなア」というわけです。(笑)

というのは、事務次官経験者ということで決めますから、事務次官には一人も女がいないから入らんですよ。別に法的な規制のある本部ではないし、女を少し入れたらいいんじゃないかと、福田総理にもいったんですけれども、そのまま男ばかりでやっています。そんな国はほかにありませんね。日本の公職の中での女の

地位が非常に低い、ということを表わしているわけです。

実は、メキシコで国際婦人会議をやったときには、国連から代表には閣僚クラスの女の人を出してくれ、と言ってきたんですが、日本には女の閣僚がいないので、誰を首席代表にしたかという元婦人少年局長であった藤田たきさん、交通事故で歩行が不自由になっている方を無理に日本の団長にして出した。

あの人は優秀な人であり、英語も達人なんですが、あまり活発に活動出来なかったようです。私どもは外国代表から、“日本は経済大国ではある。しかし婦人については発展途上国よりも遅れている”という批判を受けた。発展途上国からは、あのとき、それこそ女の総理大臣、あるいは大使や大統領の奥さんとかいう人が行っており、非常に活発な活躍をしているんですね。だから日本が非常に見劣りがした。

こういうわけです、日本で女の公務員が特に少ない、ということは非常に遅れていると言っているわけですね。

このあいだ政府のある婦人の役人が、太平さんに会ったときに、外国には女の大臣が2人、3人として、女の大臣がいないところはほとんどない、と言ったら、「はア、そうかねえ。おれは初めて聞いた」と言ったんですって。それで、やはり総理をもっと教育しなきゃいかん、というような話になったんです。

この前、サッチャー夫人が来ましたときに、大平さんに、日本にサッチャー夫人のようなのが出てくるとは思いますか、と外国の新聞社の人が聞いたら、大平さんは黙っていて返事をしなかったという話です。

サッチャーさんが総理大臣になりましたときに、皆さん方マスコミの方々から私のところに、

「日本にサッチャーのようになる婦人の政治家はいますか」とか、「将来出る見込みはありますか」とか、いろいろな質問が寄せられたのですが、私はそのときに、「現在でいえば、そういう資格のありそうな婦人の政治家はおりません。いや、近い将来にもちょっと期待が持てないんじゃないかと思う」と答えました。もっとも、将来、そういう資格を持つ婦人が出たとしても、日本の保守党、いまでいえば自民党ですけれども、自民党が女を党首にし、総理大臣にするかと言えば、そんなことしないでしょ。

こういう状況で、日本の婦人は政治に参加することにはなったけれども、しかし、決して十分に参加していない。それはもちろん、婦人自身にも責任があるけれども、やはり政府と言いますか、男の方々の中にも、婦人を昔と同じようにごらんいただいている向きもありはしないだろう。社会全体にそういう空気がまだまだ強い。いわゆる封建的な考え方がなかなか抜けないということで、今日の状態になっているわけです。

きょうは婦人記者の方がお二人いらしているんですが、昔、大正デモクラシー時代と言いますか、私どもが運動をしていた時代には、各社に有力な婦人記者がいましたよ。たとえば朝日では竹中繁さん、「時事」では大沢豊子さん、「読売」には婦人欄があって婦人記者の人がたくさんいましたし、そういう人たちはちゃんと婦人記者クラブをつくって、私どもと一緒に婦人運動にも参加しました。

けど、そのときくらべると、マスコミの中の婦人の方々、数は多くなったかもしれませんが、地位がなかなか上がっていない。最近になって朝日」で初めて女の人が支局長になり、まだ読売」では初めて婦人部長に女の人になった。これは一歩前進であり、将来、これに引き続いて、ほかの新聞社でも、そういうふうにし

ていただければありがたいと思っております。

結局は、政治への婦人の参加が出来ていけば、いろんな方面にもそれが波及していく。民間のほうにも波及していくので、まず政治への婦人の参加を強力にしなきゃいかんと思うんですが、さて近い将来は、こんどの衆議院の選挙でも、女の立候補者は少ないようですし、現在の議員が当選すればいいほう、ということになるんじゃないでしょうか。来年の参議院では減りますよね。よい人がふえるという見込みも、ちょっとなさそうなのですが、それではいけないから、何とかしなきゃいけないと思っています。(拍手)

#### 質疑応答

小池(サンケイ): 婦人議員がなぜふえないのか。養成が行われていない、ということが最大の原因ではないか。政党もそうですが、婦人議員の先輩たちも後輩の育成を……。 (笑) 現在の婦人議員は、ある突出した部分で、そのあとが続かない。ただし、これから20年、30年、40年後には非常に大きな婦人議員層が存在する可能性があります。つまり、30代以下には将来政治家になる女性群が多数あって、いまはそれが水面下にある。それは婦人記者にしても同じことで、最初、突出した部分があって、空白があって、次に大きな群れとなっているものが出てくると考えるのですが、先生の実感としてはいかがですか。

答: 女子の大学生で政治をやっている人が少ないですね。大学生で政治をやっていて、将来、政治家を志す人がいたら、私は何らかの形で手伝いたいと思って、機会のあるたびにそれを言うんですけども、いませんね

小池: 若い人たちの地域活動、ボランティア活動がいま非常に盛んだが、政治家や政党が、なぜそれをうまく自分たちのほうに誘導出来な

いのか。若い人たちはノンポリになっている、  
というので諦めてしまって、それをどこもや  
らない。

答：そうそう、お説のとおりですよ。

私個人としては、どうもいまの政党というもの  
を信頼出来ないというか。政党は非常に必要な  
んだけれども、なかなかよくなるという  
か……。

だから、地方議会では、婦人は特に無所属が  
いい。国会も参議院は無所属がいい。ちょっと政  
党に入っちゃうと、一般の婦人は、現在では近  
ずきにくいですね。無所属の人だと、いろいろ  
相談にも行き易いけど……。共産党の婦人議  
員という、共産党の人ならいいけれども、そ  
うでない人は行くのもちょっとちゅうちょし  
ちゃうということもあります。だから、婦人議  
員が地方議会にもっとたくさん出てほしい。こ  
れは家庭生活と両立しますし、政治の内容は、  
それこそ家庭に関するものですから。地方議  
会を3分の1婦人にしたら、かなり変わるだろ  
うというんですが、少しずつふえているところ  
もあるけれども、まだまだ10分の1もいかに  
くらいですね。

婦人会の会長をしていた人なんか、そっちへ  
行ってくれるといいんだけど、みんないや  
がって行きません。また、いまの文部省とい  
うか、社会教育とかいろいろなところは、女  
があまり政治に参加することを奨励しないとい  
うか、むしろ、反対する傾向がありますね。い  
つまでも女は、頭を下げて頼みに行くような  
ところに置いて、というふうにさえ言えると思  
うんですけども。

だから、国会ももちろんだけれども、国会には  
そうたくさん婦人を期待するのが無理だとし  
ても、少数でも質のいいのがいてほしい。地  
方議会に婦人がもっとたくさん入って、そうす

と、日本の政治が変わってくるんですね。

地方の政治を変えるのには、女がたくさん入  
るよりほかないと、私は信じているんだけど、  
なかなか女の人たちは選挙に慣れないし、あ  
るいは金がないし、当選へ持っていくのが難  
しい。それでも地方議員が幾らかこの頃ふ  
えてきているのは結構だと思っているんです  
けれども。

質問：国会のタレント議員は、大体どの  
ような傾向にあるんですか。

答：人によるんです。ことに参議院は、い  
ろんな層の国民を代表していいんだから、  
タレントの代表もあっていいけれども、少  
なくともタレントとして、一般の国民と大  
衆を代表するという意味だったら、やはり  
無所属でなきゃおかし  
いと思うんです。私の二院クラブにはいま  
5人のうちタレントが3人いますけれど、  
みんなわりあいに勉強しているし、発  
言もしているし、タレントとしてはいい  
ほうだと思っています。一概に、タレ  
ントはダメだとは言えない。

質問：タレントはあるんですか、本来の  
意味の。

答：自民党がタレントを狙うのは数だけ  
いいのであって、発言をするのは嫌うん  
ですよ。勝手なことを言われたら困る。  
黙っていて「右向け」と言ったら「ハイ」  
と右向く。そういうのがいいんであ  
って演説会の人寄せに司会者として使  
うんです

自民党のタレントでない婦人議員が言  
うんですが、「タレントの人が選挙の  
応援演説に行くと、一昨年あたりで30  
万円、党がくれる。ところが私が  
応援に行くと1万円しかくれない  
のよ……」

文責・編集部